

## 10 不均一課税の取扱い(国保税(料)除く)

- ・合併に伴う不均一課税の実施状況について、該当する合併市町村分を記載
- ・法定普通税、法定目的税、法定外普通税、法定外目的税を対象

1つの合併市町村において複数の不均一課税を行う場合は、それぞれ、別欄で記入

- 1 市町村ごとに税率が異なっていたため
- 2 課税されていなかった市町村の区域が新たに課税されることとなるため

市町村名		対象となる税目	不均一の理由 (上記の選択肢より選択)	期間	不均一の内容(概要)
新市町村名	桑名市	固定資産税	1	5年	市街化区域農地の宅地並課税は、旧市町のまま合併年度及びこれに続く5年度間据置
旧市町村別	桑名市				
	多度町				
	長島町				
新市町村名	桑名市	入湯税	1,2	5年	旧桑名市は合併年度及びこれに続く5年度間課税免除。 旧多度町、旧長島町の税率は合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用し不均一課税
旧市町村別	桑名市				
	多度町				
	長島町				
新市町村名	桑名市	都市計画税	2	5年	旧多度町、旧長島町の区域は合併年度及びこれに続く5年度間課税免除
旧市町村別	桑名市				
	多度町				
	長島町				
新市町村名	松阪市	都市計画税	2	5年以内	合併後、都市計画マスタープランを新たに策定し、市街化区域の見直しを行った後、住民への十分な説明を行った上で、新市の市街化区域に対し課税を行う。当該見直しを行うまでの間は、旧嬉野町の市街化区域は課税免除(最大合併年度及びこれに続く5年度間)
旧市町村別	松阪市				
	嬉野町				
	三雲町				
	飯南町				
	飯高町				
新市町村名	四日市市	法人市民税法人税割 都市計画税	1	5年	旧市町のまま合併年度及びこれに続く5年度間据置
旧市町村別	四日市市				
	楠町				
新市町村名	津市	都市計画税	2	5年	旧久居市、旧河芸町、旧香良洲町の区域は平成22年度まで課税免除
旧市町村別	津市				
	久居市				
	河芸町				
	芸濃町				
	美里村				
	安濃町				
	香良洲町				
	一志町				
	白山町				
	美杉村				